

複写サービス契約書 (案)

横浜市 (以下「発注者」という。) と (落札業者名) (以下「供給者」という。)
とは、次のとおり複写サービスに関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、供給者が発注者に複合機の適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように、点検、清掃、調整、補修及び部品の交換等 (以下「保守」という。) を行い、複合機に必要なドラム、トナー等消耗品 (用紙及びステープルは除く。) を円滑に供給し、発注者がこれに対して供給者に複写サービス料金を支払うことを目的とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の3の規定に基づき、令和4年5月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る発注者の歳出予算の減額又は削除された場合は、発注者は本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。この場合、供給者は、契約の変更若しくは解除がなかった場合に生じ得た料金の支払又はこの契約の変更若しくは解除により生じた損害の賠償について発注者に請求することはできないものとする。

2 発注者は、前項ただし書により契約を変更し、又は解除するときは、その変更又は解除の日の3箇月前までに相手方に書面で通知しなければならない。

(設置機種等)

第3条 設置機種及び設置場所は、別表1のとおりとする。

(複写サービス単価等)

第4条 複写サービス1回当たりの単価は、別表2のとおりとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、横浜市契約規則 (昭和39年3月横浜市規則第59号) 第37条第1項第3号又は第6号により、免除とする。

(複写サービス料金の請求)

第6条 供給者は、毎月末において発注者の係員の確認を受けて、複写サービス回数を算出し、当月の複写サービス回数に第4条別表に定める単価を乗じて得た額を発注者に請求するものとする。ただし、請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた後に得られる金額をもって請求金額とする。

- 2 前項の複写サービス回数は、当該複合機による1箇月間の総複写回数から、供給者の技術員が当該機器の点検、調整等のために複写した回数及び供給者の責めに帰すべき理由により発生した不良複写の回数を減じた回数とする。
- 3 複写サービス料金の請求は、別表1の支払担当課等の欄に定める課等に対して行うものとする。

(複写サービス料金の支払)

第7条 発注者は、前条の規定により請求を受けたときは、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(複合機の保守等)

第8条 供給者は、技術員を設置場所に適宜派遣して点検、調整及び消耗品の供給等をし、発注者が複合機を常時正常な状態で使用することができるようにしなければならない。

- 2 複合機の故障等により、発注者が当該機器を正常な状態で使用できないときは、供給者は発注者の要請に基づき、直ちに技術員を設置場所に派遣して、速やかに正常な状態で使用することができるようにしなければならない。
- 3 前項の規定に基づく技術員の派遣までに要する時間は、90分以内とする。
- 4 複合機の故障等が頻繁に発生する場合は、供給者は速やかに新しい機器に交換しなければならない。
- 5 供給者の作業の実施は、発注者の就業時間中（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）に行うものとする。
- 6 供給者は、消耗品の供給及び機器の保守を行うために必要な情報を、当該複合機から供給者側に送信することができる。その場合、無線インターネット回線（3G、LTE、Wimax、PHS等を用いるものをいう。）を使用する装置等（複合機に内蔵又は直接接続するもので、当該複合機以外の本市ネットワーク上の機器から当該装置等に接続できないものに限る。）を使用することにより、本市ネットワークを使用せずに供給者側に送信すること。本市ネットワークを使用する場合は、協議の上、本市が認めた場合のみ可とする。

(消耗品の供給)

第9条 供給者は、常に良質な複写を維持するために、複写に必要な消耗品を円滑に供給しなければならない。

(複合機及び消耗品の所有権等)

第10条 複合機及び消耗品の所有権は供給者に属し、発注者は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

(複合機の設置等)

第11条 複合機は、令和4年5月1日より正常に稼働できるように設置し、契約期間終了後は速やかに撤去しなければならない。

2 前項の規定に基づく設置及び撤去に要する費用は、供給者が負担するものとする。

(設置場所の変更)

第12条 発注者は、第3条に定める設置場所を変更する場合は、あらかじめ供給者に通知し、供給者の承認を得なければならない。この場合、複合機の移動は供給者が実施するものとする。

2 供給者は、前項の規定により複合機を移動したときは、それらに要する費用を発注者に請求することができる。

(損害保険)

第13条 供給者は、契約期間中、供給者を保険契約者とする動産総合保険契約を、供給者の負担により、供給者の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新しなければならない。

(損害賠償)

第14条 供給者は発注者が故意又は重過失によって、複合機の損害を与えた場合は、その賠償を発注者に対して請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補償された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、供給者は発注者に請求しない。

(機密の保持)

第15条 供給者は、保守の実施に当たって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約満了後も同様とする。

2 供給者は、保守作業において記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際等、記憶装置から情報漏えいの可能性がある場合は、自らの費用負担において、発注者の使用により記憶されたすべてのデータを完全に消去し、当該データが復元不能になった旨を書面により発注者に報告しなければならない。

3 供給者は、前項の作業が困難な場合、自らの費用負担において記憶装置を物理的に破壊し、当該装置が再利用不能になった旨を書面により発注者に報告しなければならない。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除できるものとし、これによって生じた供給者の損害については、その責めを負わないものとする。

(1) 供給者の責めに帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがなくなったとき。

(2) 契約の履行に必要な許可、免許、登録、各種資格等が取消し又は抹消されたとき。

(3) その他この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を供給者に請求することができる。

(供給者の解除権)

第17条 供給者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除できるものとし、これによって生じた発注者の損害については、その責めを負わないものとする。

- (1) 発注者の責めに帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがなくなったとき
(第2条第1項ただし書の場合を除く。)
- (2) その他この契約に違反したとき。

2 供給者は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第18条 供給者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第19条 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。

ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等の額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(その他)

第20条 この契約に定める事項に疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、横浜市契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて、発注者と供給者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
契約事務受任者
横浜市中区長 ○ ○ ○ ○ 印

供給者 ○〇市〇〇区〇〇町〇〇〇番地
(落札業者名)
(落札業者の代表者氏名) 印

別表1 (第3条)

設置機種	設置場所(住所及び課等名)	支払担当課等
	(1) 錦保育園 中区錦町5	中区こども家庭支援課
	(2) 山手保育園 中区山手町124	
	(3) 竹之丸保育園 中区竹之丸53-1	

別表2 (第4条)

複写サービス(モノクロ) 1回当たりの単価	●●● 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ▲▲▲ 円)
複写サービス(モノカラー) 1回当たりの単価	●●● 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ▲▲▲ 円)
複写サービス(カラー) 1回当たりの単価	●●● 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ▲▲▲ 円)